公認審判認定料の改定について

2026/10/28

審判員の種類	申請の種類		認定条件	有効期間	認定料	改訂前
マスターレフェリー			1 50歳以上 2 １級審判員の有資格者	終身	30,000	30,000
マスターアンパイヤー			1 50歳以上 2 ２級審判員の有資格者		20,000	20,000
１級審判員	新　規		1 支部長の推薦により１級審判員養成のための検定会に参加 2 ２級審判員として４年を超える経験がある 3 現在２級審判員として認定されている	認定された年を含めて６年度間	6,000	5,000
	更　新		1 １級審判員有資格を保有している 2 有効期間内である 3 年間３日以上連盟または支部が主催する大会のﾚﾌｪﾘｰまたはｱﾝﾊﾟｲﾔｰとして従事している 4 審判委員会の指定する研修会に参加して審査を受け適当と認められていること 5 連盟の委員長が特に認める者は上記規程に関わらず資格を更新することができる		4,500	3,500
２級審判員	新規	一般	1 認定される日現在で満１５歳以上		4,500	3,500
		高校	2 ２級審判員養成のための検定会に参加		3,500	3,000
	更　新		1 ２級審判員資格を保有している 2 有効期間内である 3 年間３日以上連盟または支部が主催する大会のｱﾝﾊﾟｲﾔｰとして従事していること 4 支部の指定する研修会に参加し審査を受け適当と認められていること		4,000	3,000
	Jrからの移行		1 ジュニア審判員資格を保有している 2 年間３日以上連盟または支部が主催する大会のｱﾝﾊﾟｲﾔｰとして従事していること 3 支部の指定する研修会に参加し審査を受け適当と認められていること		2,000	1,500
ジュニア審判員			1 認定される日現在で中学生 2 ジュニア審判員養成のための検定会に参加	中学生の範囲内	2,000	1,500